

〔外部資料〕

1 最高裁判所長官に対する国民審査について

（昭四七・三・一四 第六八回）
法務大臣官房司法法制調査部

（問） 現最高裁判所長官に対して、長官としての適否を審査するための国民審査を実施すべきであると考えているが、法務当局の見解を問う。

（答） 1 憲法第七十九条第二項に規定する国民審査の趣旨は、最高裁判所が法令の合憲性の審査を含む終審裁判所としての裁判等の重大な任務を遂行するものであることにかんがみ、その構成員たる裁判官がその職責にふさわしい者であるか否かを直接審査する権能をとくに主権者たる国民に保障しようとするところにあると考えられる。

ところで、最高裁判所の長たる裁判官も、右のような憲法上の最高裁判所の裁判官としての権能ないし職責においては、最高裁判所のその他の裁判官と異なるところはないとみるべきであるから、右に述べた国民審査制の趣旨に照らしてみれば、長たる裁判官が国民審査に付される場合においても、それは、他の裁判官と同様に、その裁判官としての適否について国民の審査に付されるものといわなければならない。

（もつとも、法律がとくに長たる裁判官にのみ付与している権限（注一）がないわけではないが、それらの権限の内容からみて、その権限を有する者について改めて国民審査を必要とするような性質のものであるとは考えられない。）

2 次に、現に最高裁判所判事である者を最高裁判所長官に任命する行為は、その実質において、最高裁判所の裁判官としての身分を中断させることなく、長たる裁判官の地位を付与するものであり、最高裁判所の裁判官たる地位においては前後一貫して変動はないものと観念すべきである。

このように最高裁判所の裁判官としての地位に別段の変動がもたらされない以上、すでに最高裁判所判事として最高裁判所の裁判官の国民審査を経た後一〇年を経過していない者については、その者が最高裁判所判事として在職したまま最高裁判所長官に任命されたからといって、改めて国民審査に付されるべきいわけではない。

（また、最高裁判所裁判官国民審査法第二条は、前述した国民審査の憲法上の趣旨に沿って、長たる裁判官とその他の裁判官との間になんらの区別を設けていない。）

現に、現最高裁判所長官の前任者も最高裁判所判事から最高裁判所長官に任命されたのであるが、すでに最高裁判所判事当時に最高裁判所の裁判官として国民審査に付されていたので、長官に任命された後には、改めて国民審査に付されていない（注二）。

裁判所法第三九条第四項は、長たる裁判官とその他の裁判官を区別しているような表現をしているが、これは同条の第一項から第三項までが、最高裁判所長官・最高裁判所判事という官名を用いて規定したことによるものであつて、前記の憲法の解釈になんら影響を及ぼすものではない。

3 なお、最高裁判所の裁判官の国民審査は、最高裁判所大法廷判決（注三）の判示するとおり、「裁判官の任命を完成させるか否かを審査する」ものではなく、「裁判官を罷免すべきか否かを決定する」いわゆる解職の制度であるから、最高裁判所判事から最高裁判所長官に任命された者について、改めて最高裁判所長官への任命について国民審査を行わなければならないとする理由はなく、前述のとおり「最高裁判所の裁判官」たる地位にある者を罷免すべきか否かについて国民審査を行なえば足りるものと解すべきである。

（注一）

(1) 裁判所法は、長たる裁判官に最高裁判所長官という官名を与え（五条）、最高裁判所長官が、司法行政

事務に関して裁判官会議を総括し、その議長となり（一二条）、若干の職員を監督する地位に立つ（五三条二項、五六条二項、五六条の三等）ことを定めている。

(2) 最高裁判所裁判事務処理規則は、大法院・小法院において最高裁判所長官が裁判長となる（三条但書、八条一項）ことを定めている。

(3) その他、たとえば、皇室典範二八条二項（皇室會議議員）、国家公務員法六条一項（人事官の宣誓の立会）、国会法七二条二項（国会委員会の出席説明）、財政法一七条、一八条二項、二〇条二項（予算作成上の権限）。

〔注二〕 石田和外氏は、昭和三八年六月六日、最高裁判所判事に任命され、同年一月二一日施行の衆議院議員総選挙の際国民審査に付されたが、同氏が昭和四四年一月一〇日最高裁判所長官に任命されたのちはじめて行なわれた同年十二月二七日施行の衆議院議員総選挙の際には、国民審査に付されなかつた。

なお、石田和外氏の前任の最高裁判所長官である横田正俊氏は、昭和三七年二月二八日最高裁判所判事に任命され、昭和三八年一月二一日施行の衆議院議員総選挙の際国民審査に付されたが、同氏が昭和四一年八月六日最高裁判所長官に任命されたのちはじめて行なわれた昭和四二年一月二九日施行の衆議院議員総選挙の際には、国民審査に付されなかつた前例がある。

〔注三〕 昭和二七年二月二〇日最高裁判所大法廷判決（最高裁判所民事判例集六卷二号一二二頁）